

# 最上消費生活センターニュース11月号

令和2年11月1日発行

## 催眠商法（SF商法）が 高齢者を狙っています！

再流行

無料や安価で販売される食品や日用品を目当てに、空き店舗等を利用した会場に通っていたところ、高額な健康食品やサプリメントを勧められたという相談が寄せられています。これは、商品をただ同然で配って雰囲気盛り上げ、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品売りつける催眠商法（SF商法）という手口です。事例とアドバイスを紹介します。

### 〈 事例 〉

近所の空き店舗に新しく入った店で、食品等が安く売られており、健康についても説明してくれるので、毎日のように通っていた。数日後、血管の話聞いた後に、薬を飲むよりも血管がきれいになるという健康食品を「今日が締め切り」などと勧められ、断り切れずに購入することにした。後から冷静になってみると、代金13万円は高すぎる。クーリング・オフはできないだろうか。



### 《 アドバイス 》

- ☆ 事例のような話は、一時期全国的に流行した悪質商法です。最近、県内で再び流行し始めています。
- ☆ チラシ等の「無料」「格安」「プレゼント」などという誘い文句につられて会場に近づかないようにしましょう。
- ☆ 通い続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると断り切れなくなる場合もあります。
- ☆ 会場に足を運んでしまっても、必要のない商品の勧誘には、その場できっぱり断りましょう。
- ☆ 事例のような契約は、クーリング・オフができる場合があります。まずは、消費生活センターに相談しましょう。（消費者ホットライン188）

あきらめずに  
相談してね。



## なりすましメールに騙されないで！

10月15日に、「二回目の特別定額給付金ポータルサイトを開設しました。」というメールから詐欺サイトに誘導する事案が発生しました。これは、『フィッシング詐欺』と言い、アクセスした人の個人情報盗んで悪用する手口です。

この例のほかにも、次のような事例があります。

- ・ 宅配便配達時に不在だった旨を知らせ、URLのクリックや電話をさせるもの
- ・ アカウント更新の必要性を伝え、アドレスを入力させるもの
- ・ クレジットカードの更新のため、会員番号やセキュリティーコードを聞き出すもの

### 《 アドバイス 》

- ☆ 上に記載したようなお知らせがメール（特にSMS）に届くことはありません。このような場合は疑ってかかりましょう。
- ☆ 返信したり電話したりすると、個人情報を盗まれるだけでなく、それを悪用されてお金を抜き取られたり犯罪の加害者になってしまったりすることもあります。
- ☆ 発信元はどこか、URLは正しいものか確認するなどして、安易にURLのクリック（電話も）しないようにしましょう。



### 「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

【お申込み・お問い合わせ】  
依頼書のFAXかお電話を



### 11月・12月 消費生活法律相談会

11月10日(火) 13:30~15:30

12月 8日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁


【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は、事前にご予約が必要です。

## 最上消費生活センター 0233-29-1370

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034（最上総合支庁 1階）

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

全国共通の消費者ホットライン <sup>いやや</sup>188 で、最寄の消費生活センターにつながります。